



長運整第 40 号の 3  
令和 2 年 4 月 8 日

自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



特定整備制度の円滑な実施について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙写し(令和 2 年 3 月 30 日  
付け北信技整第 197 号)のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第197号  
令和2年3月30日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

特定整備制度の円滑な実施について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年2月6日付け国自整第271号）のお通り通達があったので了知されるとともに、積極的に取り組まれない。



国自整第 271 号  
令和 2 年 2 月 6 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長殿

自動車局整備課長

### 特定整備制度の円滑な実施について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、令和 2 年 4 月 1 日に施行されることとなった。

特定整備制度については、近年急速に進化する自動車技術に対応するため、自動車の使用者が安心して先進技術の整備を委託できる整備事業者を、全国に幅広く展開するための環境を整備することを目的としている。

このため、国土交通省としても、可能な限り多くの整備事業者が電子制御装置整備の認証を取得するよう取り組むべき事項を下記のとおりとするので、貴運輸局及び管内の運輸支局等において、積極的に取り組まれない。

なお、本取組みを円滑に実施するため、別添のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、独立行政法人自動車技術総合機構理事長及び軽自動車検査協会理事長あて通知したことを申し添える。

### 記

#### I 特定整備制度の周知

- ① 別途送付するチラシ及びポスターを窓口に掲示する等により、特定整備制度の概要及び施行の時期（令和 2 年 4 月 1 日）を関係者に広く周知すること
- ② 電子制御装置整備の認証は既存の自動車分解整備事業者の他に車体整備事業者、電気装置整事業者、自動車ガラス修理事業者の申請が見込まれることから、これらを含む整備事業者等の関係者向けに十分な回数の説明会を開催し、制度の詳細について説明すること
- ③ 関係業界等から説明会の講師派遣依頼があれば可能な限り対応すること

#### II 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実施

- ① 講習を早期かつ十分に実施するため、各自動車整備振興会等の関係者と速やかに調整を行うとともに、必要な協力を依頼すること
- ② 支局長認定講習機関に対し、当該機関の傘下会員等のみならず、幅広く受講者を募集するよう指導すること

### Ⅲ 自動車整備士の確保育成の推進

- ① 自動車整備士資格の取得を希望する者の増加に対応するため、十分な数の二種養成施設における養成課程が開催されるよう、各自動車整備振興会等の関係者と調整を行うこと

### Ⅳ その他

- ① 特に、各自動車整備振興会に対しては、道路運送車両法第95条の趣旨に鑑み、Ⅱ及びⅢの実施にあたり、会員非会員の別により講習及び養成課程の機会を与えないことがないよう、指導すること

国自整第 271 号の 2  
令和 2 年 2 月 6 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 あて

国土交通省自動車局整備課長

### 特定整備制度の円滑な実施について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、令和 2 年 4 月 1 日に施行されることとなりました。

特定整備制度については、近年急速に進化する自動車技術に対応するため、自動車の使用者が安心して先進技術の整備を委託できる整備事業者を、全国に幅広く展開するための環境を整備することを目的としたものです。

このため、国土交通省としても、可能な限り多くの整備事業者が電子制御装置の認証を取得できるよう取り組む必要があることから、各地方運輸局及び運輸支局等に対し別添のとおり通知しておりますので、貴会傘下の会員等に対し、各地方運輸局及び運輸支局等から依頼があった場合には、積極的にご協力いただけるよう、お願いいたします。

国自整第 271 号の 3  
令和 2 年 2 月 6 日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 あて

国土交通省自動車局整備課長

### 特定整備制度の円滑な実施について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、令和 2 年 4 月 1 日に施行されることとなりました。

特定整備制度については、近年急速に進化する自動車技術に対応するため、自動車の使用者が安心して先進技術の整備を委託できる整備事業者を、全国に幅広く展開するための環境を整備することを目的としたものです。

このため、国土交通省としても、可能な限り多くの整備事業者が電子制御装置の認証を取得できるよう取り組む必要があることから、各地方運輸局及び運輸支局等に対し別紙のとおり通知しておりますので、貴機構においても特定整備制度の周知に積極的にご協力いただけるよう、お願いいたします。

国自整第 271 号の 4  
令和 2 年 2 月 6 日

軽自動車検査協会理事長 あて

国土交通省自動車局整備課長

### 特定整備制度の円滑な実施について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、令和 2 年 4 月 1 日に施行されることとなりました。

特定整備制度については、近年急速に進化する自動車技術に対応するため、自動車の使用者が安心して先進技術の整備を委託できる整備事業者を、全国に幅広く展開するための環境を整備することを目的としたものです。

このため、国土交通省としても、可能な限り多くの整備事業者が電子制御装置の認証を取得できるよう取り組む必要があることから、各地方運輸局及び運輸支局等に対し別紙のとおり通知しておりますので、貴協会においても特定整備制度の周知に積極的にご協力いただけるよう、お願いいたします。